

平成20年5月12日  
株式会社 新生銀行  
(コード番号:8303)

**「新生パワー介護年金」のお取り扱いを開始**  
～銀行窓販全面解禁に対応した投資型終身介護年金保険を導入～

当行は、平成20年5月12日(月)より、投資型終身介護年金保険「新生パワー介護年金」(正式名称:新変額個人年金保険Ⅲ型 終身保障特約(変額個人年金保険用C型) 介護時保証特約(変額個人年金保険用) /引受保険会社:マニユライフ生命)の販売を、店頭(新生バンクスポットを除く)にて開始いたします。

「新生パワー介護年金」は、従来の投資型年金保険の運用機能に加え、要介護状態になったときの保障機能を併せ持ち、近年高まりをみせる介護保障ニーズにお応えすることのできる生命保険商品です。また、本商品は、職業の告知のみによるお申し込み、公的介護保険制度に基づく介護給付金の明確な支払い基準を採用しており、「加入のしやすさと明確な支払基準」をコンセプトに開発されたわかりやすい商品性が特徴です。

「新生パワー介護年金」では、お払い込みいただいた保険料が、国内外の株式や債券などの資産に国際分散投資された特別勘定(株式の基本資産配分50%)で運用されるため、その運用実績により、介護給付金(介護年金)の増加が期待できます。

お受け取りについては、被保険者が公的介護保険制度の要介護1以上の認定を初めて受けた場合に介護給付金(介護年金)として、また、特別勘定の運用期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡給付金としての受け取りが可能です\*1。この介護給付金、死亡給付金にはいずれも最低保証が付されており、運用成果にかかわらず基本保険金額の100%が保証されます\*2。さらにお申し出により、ご契約日の1年経過後から1保険年度に1回、基本保険金額を上回る積立金額部分につき、基本保険金額を減額することなく一部解約を行うことができます(一部解約の特別取扱)。

当行のリテール部門では、お客さまの生活に豊かさと彩りを添えることを目指し、“Color your life”というブランドメッセージを掲げ、今後とも、お客さまのニーズに合った付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。

\*1 介護給付金、死亡給付金はいずれかのお支払いとなります。

\*2 一部解約した場合、基本保険金額は減額されます(一部解約の特別取扱は除きます)。

※商品の詳細は別添資料をご覧ください。

以上

### 「新生パワー介護年金」

(新変額個人年金保険Ⅲ型 終身保障特約(変額個人年金保険用C型) 介護時保証特約(変額個人年金保険用))

引受保険会社: マニユライフ生命保険株式会社

取扱開始日: 平成20年5月12日(月)

当行取扱チャネル: 店頭(新生バンクスポットを除く)

### 「新生パワー介護年金」商品概要

|                |            |   |
|----------------|------------|---|
| 加入条件           | 保険期間       | 終身  |
|                | 保険料の払込方法   | 一時払   |
|                | 保険料の範囲     | 200万円～1億円(1円単位)<br>* 同一被保険者で、マニユライフ生命の介護保障のある変額個人年金保険を合算して、1億円を超えることはできません。また、同一被保険者で、マニユライフ生命の他の変額個人年金保険を合算して、5億円を超えることはできません。 |
|                | 危険選択       | 告知書扱い(職業告知のみ)   |
|                | 加入年齢範囲     | 被保険者年齢40～75歳(満年齢)   |
|                | クーリング・オフ   | 適用<br>* 申込日から起算して8日以内であれば、書面による契約申込の撤回ができます。  |
| 介護給付金<br>／介護年金 | 介護給付金の支払事由 | 被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上の認定を受けたとき   |
|                | 介護給付金の支払額  | 次のいずれか大きい金額<br>(1) 要介護認定日末の積立金額<br>(2) 要介護認定日末の基本保険金額   |
|                | 介護年金額(年額)  | 20万円以上3,000万円以下<br>* 介護年金額が20万円未満となる場合は介護年金のお取り扱いはありません。  |
|                | 介護年金の種類    | ・ 確定介護年金(5年、10年、15年、20年)<br>・ 保証金額付終身介護年金   |
| 運用             | 運用期間       | 終身<br>(ただし、介護給付金の支払事由に該当した場合は、要介護認定日まで)   |
|                | 特別勘定       | バランス型「世界バランス50」<br>・ 日本株式10%<br>・ 外国株式(為替ヘッジあり)40%<br>・ 日本債券10%<br>・ 外国債券(為替ヘッジあり)20%<br>・ 外国債券(為替ヘッジなし)20%                     |
| 解約             | 解約返戻金      | ご契約を解約、または一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。なお、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。<br>* 一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合、一部解約はできません。            |
|                | 解約時の解約控除額  | ありません。  |

## 《主なリスク》

「新生パワー介護年金」の資産は、特別勘定\*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額・将来の介護給付金額などの増減につながります。

このため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額および解約返戻金額などのお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

その有価証券の価格や為替の変動などに伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

- \* 特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区別し、独立した管理・運用を行います。

## 《お客さまにご負担いただく費用など》

「新生パワー介護年金」にかかる費用の合計額は、下記の契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります(ただし、特定のお客さまには、別途、介護年金管理費または年金管理費がかかりますのでご注意ください)。

| ご契約時  |   |
|---|---|
| 契約初期費用  | ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、一時払保険料の5%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。  |
| 特別勘定での運用期間中   |   |
| * 特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用(各年率に1/365を乗じた金額)を積立金から控除します。 |   |
| 保険関係費   | 特別勘定の資産総額に対し年率2.2%  |
| 運用関係費   | 特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬)年率0.294%(税抜:年率0.28%)<br>* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用など)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。<br>* 「運用関係費」は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。 |
| 介護年金受取期間中   |   |
| 介護年金管理費   | 毎年の介護年金支払日に、介護年金支払日の責任準備金額の0.4%を責任準備金から控除します。   |
| 遺族年金の年金受取期間中  |   |
| 年金管理費   | 毎年の遺族年金の年金支払日に、遺族年金の年金額の1%を責任準備金から控除します。  |
| 解約・一部解約時  |   |
| 解約費・一部解約費   | ありません   |

## 保険商品について

- ・ ご検討に際しては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり／約款」等をご確認ください。
- ・ 保険商品にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・ 保険金、給付金等のお支払事由が生じた場合には、ただちに引受保険会社または当行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品の「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり／約款」でご確認ください。
- ・ 保険商品は各引受保険会社が引受をするものであり、預金ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。また、当行による元本および利回りの保証はありません。
- ・ 引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られることがありますが、この場合でもご契約の際にお約束した年金額・保険金額・給付金額などが削減されることがあります。
- ・ 保険業法上の規制により、お客さまのお勤め先、当行への融資お申し込み状況などによっては、当行では保険商品をお申し込みいただけない場合があります。
- ・ 当行の担当者(生命保険募集人)はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当行は取引商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- ・ 詳しくは各商品の変額保険販売資格をもった生命保険募集人までご相談ください。

株式会社新生銀行／登録金融機関：関東財務局長(登金)第10号／加入協会：日本証券業協会、  
(社)金融先物取引業協会